# 報告第2号

賠償金及び賠償金に附帯する遅延損害金の未収金債権に係る高知 県債権管理条例に基づく債権放棄について

高知県債権管理条例第14条の規定に基づき、令和元年度に債権放棄を行った 賠償金及び賠償金に附帯する遅延損害金の未収金債権に係る債権放棄について、 別紙のとおりご報告します。

高等学校課

# 賠償金及び賠償金に附帯する遅延損害金の未収金債権に係る高知県債権 管理条例に基づく債権放棄について

令和元年度中に、高知県債権管理条例第14条の規定に基づき、賠償金及び賠償金に附帯する遅延損害金の未収金債権を放棄しました。

## 1 債務者及び金額等

番号	債務者の住所及び氏名	金額	債権放棄事由 (条例第14条該当条項)	放棄決定の日
1		12,050円 (うち遅延損害金 2,550円)	第2項第1号	令和2年3月31日

#### 2 債権整理に向けた取組

- (1) 高知県債権管理条例(以下「県条例」という。)の制定(平成29年2月議会で議決)
  - 第14条 知事等は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等の額の合計額が500万円以下であるときは、当該非強制徴収債権及び損害賠償金等を放棄することができる。
    - (1) 第11条に規定する徴収停止の措置をとった日から3年を経過した日以後において も、なお同条各号のいずれかに該当する事由があると認められるとき(消滅時効の期間が経過するまでに同条各号のいずれかに該当しなくなると見込まれる事由がある ときを除く。)。
    - (2) 破産法 (平成 16 年法律第 75 号) 第 253 条第 1 項、会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 第 204 条第 1 項その他法令の規定により債務者が当該非強制徴収債権につきその責めを免れたとき。
    - (3)債務者が死亡し、当該債務について限定承認があった場合において、その相続財産 の価額が強制執行をした場合の費用及び当該非強制徴収債権に優先して弁済を受け る他の債権の価額の合計額を超えないと見込まれるとき。
  - 2 知事等は、私債権のうち消滅時効の期間が経過したもの(<u>債務者が援用をしていないも</u> <u>のに限る</u>。)について、次の各号のいずれかに掲げる事由があると認められるときは、当該 私債権及びこれに係る損害賠償金等の額の合計額が <u>500 万円以下</u>であるときは、当該私債 権及び損害賠償金等を放棄することができる。
    - (1)強制執行の対象となる財産がないとき。
    - (2) 強制執行をすることによって債務者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
    - (3)債務者の所在が不明であるとき。
- ※ 放棄は年度末に一括して行い、6月議会に報告すること、また、その際、要配慮個人情報 に該当する場合は、債務者の住所氏名の記載を省略することについて、平成29年10月12日 議会運営委員会において説明済み。

#### (2) 全庁的な取組

平成29年5月17日に開催された「税外未収金対策連絡会議・部会合同会議」において、 平成28年度決算時点で時効期間が経過している債権について、全庁的に、29年度、30年度 の2年間で集中的に整理に取り組むこととなった。

また、令和元年5月27日に開催された「第1回税外未収金対策幹事会」において、令和元年度の取組方針等が決定され、時効期間が経過している債権について、債権放棄の要件を満たしていることを確認したうえで、令和元年度中に債権放棄を行うこととなった。

## 3 令和元年度に行った債権放棄及び不納欠損処理

当該債権は、平成26年9月5日に県立高等学校の近隣住民が、当該学校の生徒の自転車通学マナーや吹奏楽部の練習の音に対しての苦情を申し立てるために来校し、当該学校の事務室受付窓口ガラスを叩き、破損させる不法行為によって発生した、賠償金及び賠償金に附帯する遅延損害金に係る債権である。

債権発生以降、学校担当者を中心に継続して文書送付や架電による催告を行い、債務者が転居した際にも所在調査を実施し判明した住所に対して文書を送付するなど催告を行ってきたが、債権発生当初を除き、応答がないまま平成29年11月27日をもって消滅時効の完成を迎えることとなった。

消滅時効の完成以降も引き続き催告を行ったものの応答がなかったことから、弁済の意思確認及び時効の援用のいずれについても困難であると考えられ、また、債権金額が少額であり取立てに要する費用に満たないものであったため、令和元年11月22日に開催された高知県税外未収金対策幹事会債権管理推進部会において、県条例第14条第2項第1号に基づく放棄案件として報告を行った。

同部会での審議の結果、県条例第14条第2項第1号に規定する放棄要件を満たすことを確認し、令和2年3月31日付けで債権放棄を行うとともに、令和2年5月26日付けで不納欠損処理を行った。

#### 4 未収金債権に対する今後の取組

今後、同様の事例が発生した場合に備え、県立学校に対して税外未収金対策研修会等への参加について周知し、研修会等を通じて初動体制の在り方や効果的な催告方法など、未収金債権に対する知識、能力の向上を図ることで、債権回収体制を強化してまいりたい。